

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和6年7月31日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 伊 藤 明 彦

同 浅 野 弥 史

行 第 12 号
令和6年7月18日

山 形 市 監 査 委 員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
87	指摘 事項	(見積書の未保管及び見積合せの未実施) 見積合せを実施した場合でも、本施設では採用された見積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設では見積合せが実施されていない取引もあるため、見積合せが困難である場合を除き見積合せを実施すべきである。	文化スポーツ部	文化創造都市課	令和5年度から、見積合せ等の必要な金額の基準については5万円以上とし運用することとした。 *消耗品は5万円未満のもの(市の備品見直しによる)とした。 *工事及び修繕(指定管理者は130万円未満のものに限る)は、2者以上の見積合せを行うこととした。これによりがたい場合は、1者随契理由書によりその理由を明確にしたうえで1者随意契約とした。
96	指摘 事項	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を備品の形状から貼付が困難な場合に、別途備品シールの管理台帳にて備品の写真と備品シールをセット貼付することで運用していた。しかし、備品の写真のみが貼付されてあるものがあり、運用が徹底されていなかった。	文化スポーツ部	文化創造都市課	令和5年度末までに、市の備品基準の見直し変更に合わせて、備品の確認と備品シールの対応を行った。
158	指摘 事項	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行っておらず、管理に必要な情報を提供していない。	文化スポーツ部	スポーツ課	令和6年度から、建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行い、管理に必要な情報を提供することとした。
166	指摘 事項	(行政財産の目的外使用許可事務申請漏れについて) 本施設において、敷地の各地に設置されている山形まるごとマラソン大会実行委員会所有簡易物置に関して、行政財産の目的外使用申請が漏れていた。早急に申請書の提出が必要である。	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年4月に所有者より申請書の提出を受け、手続きを行った。